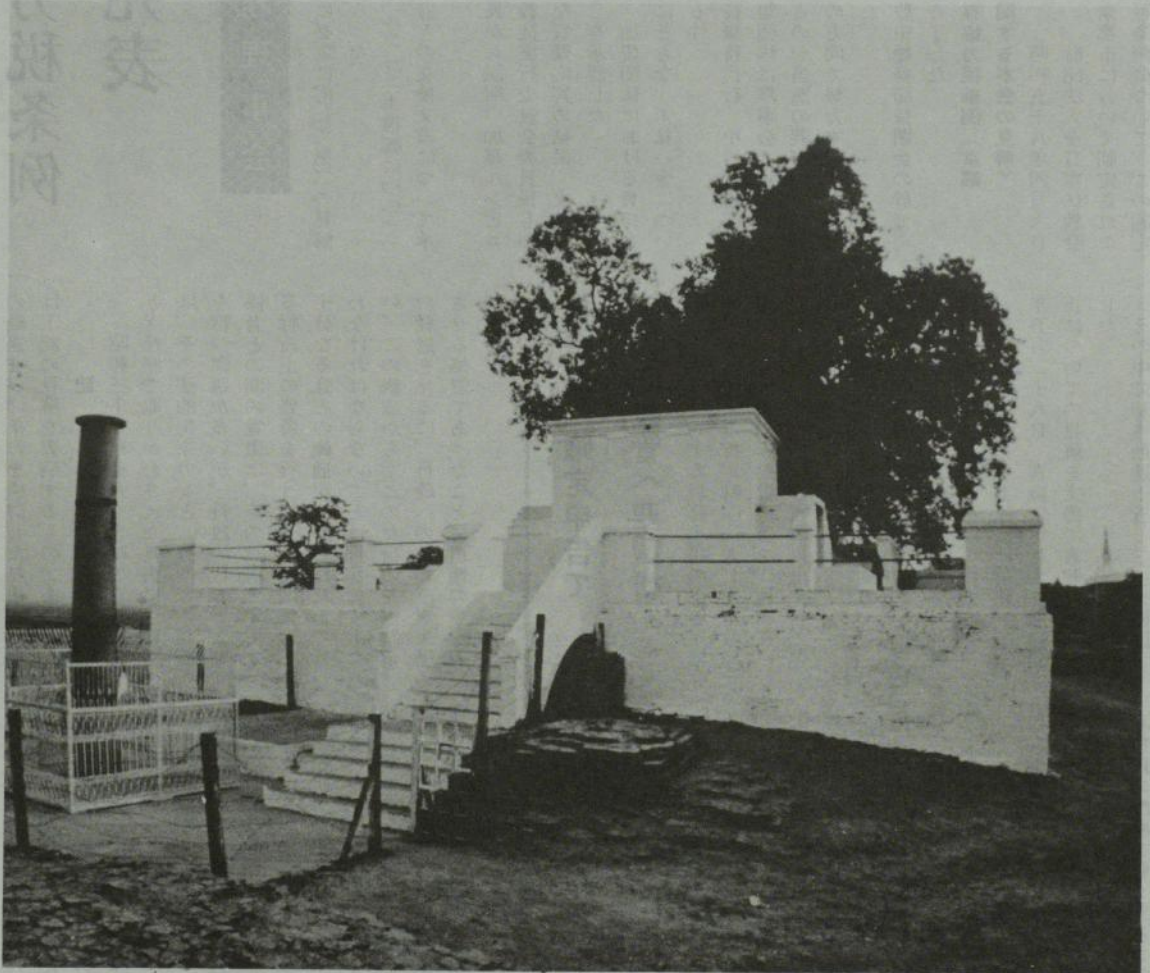


No. 288

全 仏

5/58

ルンビニー復興を支援しよう



釈尊生誕の地ルンビニー

マヤ堂(右)と筒を立てたような
アショカピラ (松本栄一氏撮影)

全日本仏教会

京都の古都保存協力税条例

本会の見解を公表

全仏常務理事会



開かれた全仏常務理事会

発表し、さらに必要に応じて第二の見解を出すことになった。

議案第二号「ルンビニ復興について、ネパール国政府との交換文書について承認を求める件」

田代国際部長から説明。加藤ルンビニ復興日本仏教徒実行委員会委員長も加わって活発な質疑応答の結果、交換文書の取りかわしを承認した。

議案第三号「加盟団体における負担金の一方的減額にもなう未払い金について意見を求める件」

藤原事務総長職務代行、中村財務部長から説明。加盟団体は理事会で決まった金額を納入するのが当然の義務であり、事務総局もこの方向で努力するという意見が表明された。

午後五時、豊田総務局長閉会の辞で、全ての日程を終了した。

このたび、京都市において制定された古都保存協力税条例について、この制定

の経過並びに条例を検討した結果、本会
は下記の見解を表明するものである。

記

一、昭和三十九年七月、当時の京都市長と寺社側で取りかわされた覚書については、その法的拘束力など、専門家の判断を待つ課題が多いが、行政の代表者と関係者との間の覚書は、その覚書と矛盾する行政上の処置を行う場合は、関係者と十分なる意志の疎通がはかれた上で行わなければならないことは言うまでもない。この観点から、このたびの条例制定の経過を見るに、行政への信頼感を失墜させる処置であったことに遺憾の意を表明する。

日宗連、確定申告で

国税庁長管へ要望書

宗教団体に対する税務当局の動きが活発になって折、財団法人日本宗教連盟では、次のような要望書を、理事長・理事名で、国税庁長官宛に提出することになった。

〈宗教法人の行う収益事業の確定申告に関する要望書〉

昭和五十六年十一月二十日付の「法人税基本通達等の一部改正について」という長官通達に関し、本連盟は昭和五十七年五月二十八日、貴職に対しこの通達改正についての見解を文書で表明いたしました。

その中で基本通達十五―二十四は、

二、宗教法人法第八十四条は、国及び公
共団体の機関が宗教法人に関与する場合、
宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重
し、宗教の自由を妨げることのないよう
特に注意することを明示している。この
たびの条例が、宗教の自由とのかかわり
において、司法の判断に待たなければなら
ない重要な課題を、内包しているとい
うことは、疑のないところである。

昭和四十一年制定された、奈良県にお
ける「東大寺等を対象とする、文化観光
税」条例の合憲性についても、未だ国民
的合意が成立していない現段階において
は、行政の慎重な対応が望まれる。

宗教法人にあっては宗教活動の中に税務
行政が著るしく介入する疑いがあるもの
と考えられ、何が宗教活動かといった判
断までを一方的に国が行うという危惧を
感ずるところから、これの廃止を強く求
めました。

この見解書によって、公益法人の中で
もとよりわけ宗教法人の特異な性格をご理
解いただけたことと存じます。今後とも
一層、相互に問題点の理解を深めていき
たいと考えておりますが、宗教の自由を
損うことのないよう慎重な税務行政を重
ねて要望いたします。

とりわけ、確定申告の時期に当り、昭
和五十六年十一月二十日付の通達（十五
―二十四）にもとずく税務行政によっ
て、新たな論議を引き起すことのないよ
う特段の配慮を強く望みます。



藤井寺市の講演

吉田弘さんを訪ねる

野球場でおなじみの大阪・藤井寺。その藤井寺市から、毎月きちんと十数万円、多い時にはそれを上回る勸募金が送られてくるようになったのは、昨年五月からだ。ルンビニー園の復興に役立ててほしいという趣旨、寄贈者に



三味線を調律する吉田さん



吉田さん(右)と講の人たち

は、代表の吉田弘さん以下たくさんの方が名を連ねている。在家の人たちら

毎月欠かさずルンビニー勸募金

しいが――。

さっそくお訪ねしてみることとした。近鉄電車の藤井寺駅を降り、商店街のアーケードをぬけると、すぐ西国第五番霊場として有名な葛井寺(真言宗御室派)がある。吉田さんのお宅は、そのすぐ隣りだった。純和風の瀟洒な家屋、木造りの門にかけられた「日蓮宗身延山日蓮聖人報恩講・講元身延山特別大本願人・吉田弘」、「三絃線調律仕込師・吉田日弘」という二つの看板が目玉を引く。

「私は三年ほど前、仏跡参拝のツアー

に参加し、ルンビニーも訪れました。インドもネパールも、人々の目が澄んでいて、とても美しいと思いましたが、国は貧しく、仏跡地は荒れていて悲しかったですね。そこで、二千数百年も昔のお釈迦さまのご苦労を思い起こして、何とかしなければ、と考えたわけです。ちょうど全日本仏教会で、ルンビニー園復興の勸募が始まると聞き、さっそく皆さんに呼びかけました」

張りのある声で雄弁に語る吉田さん。時折り鋭い目がきらりと光る。節のある大きな手は、いかにも年季の入った職人というにふさわしい。

吉田弘(戒名日弘)さんは、大正八年、この藤井寺市に生まれた。幼少の頃から足が不自由だったため、十六歳で大阪市内の三味線屋に丁稚入りする。ここで二十二歳までみっちり組み立ての技術を仕込まれたという。

「この六年間は、本当につらい毎日でした。朝八時から、夜一時過ぎまできびしい親方といっしょで、今思い出しても涙が出てきます。古本屋で精神修養の本を見つけて、それを心のささえに何かと生きていましたよ」

戦後の混乱期は、いろいろな職を転々として、昭和三十五年、再び三味線

の組み立て、調律を始めた。折からの民謡ブームにささえられ、仕事は順調に発展した。

「戦後、私は新興宗教やキリスト教、神道といろいろな宗教を彷徨しましたが、ようやく法華経によって救いを得られたのです。今では、講を作って、毎朝お題目をあげたり、日蓮宗のお寺まいりなどもやっています。しかし、だんだん法華経を説かれたお釈迦さまご自身に、思いがいくようになりました」

由緒ありげな日蓮聖人像が安置してある広い日本間で、吉田さんの語り口はますます熱っぽくなっていく。この日は、浄財仲間伊藤喜子さん(五十九歳)、山口敬子さん(四十八歳)、安波江さん(四十九歳)の三人がいっしょだった。講の会員は全部で三百人に達するともいう。

「日本の仏教は、各宗派のお祖師が中心で、どうもお釈迦さまが忘れられているような気がします。しかし、うまでもなく、仏教という教えを最初に始められたのはお釈迦さまだということ、私は一在家信徒としてその根本を、もう一度振り返らねばならないということ、強く主張したいと思います」

釈尊に帰れんと熱弁の吉田さん。隣りでは奥さんのハルエさん(六十四歳)が「浄財をすることが生きがいになってしまつて」と微笑んでいた。

宗教法人非課税制の根拠

弁護士 羽生 雅 則

一、はじめに

昭和五十六年十一月法人税基本通達の一部改正がなされましたが、特に公益法人等の収益事業税については四十四項目も新設されている大幅の改正で、その運用によっては宗教法人の宗教活動そのものに与える影響が大きいものと考えられます。

そこで、昨年日宗連、全日仏は相次いで国税庁に対し、その一部廃止を求める要望書を提出しました(本誌二七八号、二八二号)。

また、一昨年秋頃から全国各地で寺院に対する厳しい税務調査がいつせいに行われており、過去帳や檀信徒名簿の閲覧を要求された例も報ぜられております。

右のように通達の考え方や税務調査のやり方には、宗教法人の宗教活動自体、その用に供する資産等については何故非課税なのか、という根本理念が看過されているのではないかと思われるふしがあります。

そこでこの際、現行法上宗教法人について非課税制度が採られている理由、その実質的な根拠について考えてみることは、きわめて重要なことだと思えます。

二、宗教法人非課税制の概要

(1)過去の非課税制

明治以前から寺社の境内地等は、いわゆる御朱印地とされ、そうでないものも除地として諸役が免除され、寺社領内の自治が認められてきました。

明治以降は、旧所得税法・旧登録法・旧地方税に関する法律、その他司法省回答・通牒等でそれぞれ寺社に対する租税の減免がなされてきました。

昭和十五年施行の宗教団税法において、租税の不課減免制が統一的に規定されることになりました(同法二二条「宗教団体ニハ所得税及法人税ヲ課セス」「寺院ノ境内地及教会ノ構内地ニハ地租ヲ免除ス」「宗教団体ノ所得ニ対シ地方税ヲ課スコトヲ得ズ」)。

昭和二十年施行の宗教法人令においても租税の不課減免は、ほぼ従前どおりでした(同令一六条。同条はその後旧地方税法一五五条、所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律三三条により削除され、諸税関係法の規定に移行)。

(2)現在の非課税制
宗教法人の非課税制を定めている現行法規は、国税関係として「法人税法」「所得税法」「登録免許税法」「物品税法」等、地方税関係として地方税法です。

右諸法で、例えば収益事業から生じた所得以外の所得は法人税を課さない、とか、専らその本来の用に供する境内建築物・境内地・墓地には固定資産税・都市計画税を課すことができない、等と規定されています(詳しくは「宗教法人必携」第一法規一三〇四頁参照)。

三、非課税制の根拠

(1)従来学説

宗教団体に対する税の不課減免は、宗教団体が国から「特権」を受けることになるかどうかに関して、従来の多くの学説は憲法二〇条一項にいう「特権」には該らないと解しています。

その理由としては、国家が広く公益の見地からみて価値あることに援助を与える原理にかんがみ、他の公益事業と共通の基準で同様の便益を宗教団体にも与えているに過ぎないとするもの、また、宗教団体間における差別的取扱いは禁じられているが、すべての宗教団体が公平等に課税上の保護を受けることは、国家の宗教尊重の根本理念の反映として、宗教法人の宗教性及び公益性に伴う当然の結果であるとするものもあります。

(2)近時の批判説
ところが近時、従来学説および現行非課税制に対して、疑問を呈する学説がみられるようになりました。

例えば、北野弘久「宗教法人への課税と政教分離問題」(ジュリスト総合特集二二号)は、次のように述べています。「わが国では少なからぬ人々がいわゆる無宗教者である。宗教法人に対して『非課税』にすることは一般国民・納税者の犠牲のうえにおいて当該宗教法人に『補助金』を出すことを意味する。…かりに制度上宗教法人に対して現行の『非課税』の建前を維持していこうとするのであるならば、『非課税』の根拠にならなければならない『一般的公益性』が制度的に担保される措置が同時に講ぜられねばならないといえよう。この点、現行宗教法人法は何らの配慮も行っていない。…一般国民・納税者としては真に『一般的公益性』をもつとみられる宗教活動に限定して『非課税』の利益を付与することにしたのである。」

(3)非課税制の実質的根拠

「法人」一般に関する根本法ともいえるべき民法は、公益の典型として祭祀・宗教・慈善・学術・技芸を例示しています(三四条)。また、宗教を目的とするものは、民法の特別法である宗教法人法に明文が存する場合に同法が第一次的に適用されるに過ぎないのですから、宗教法人に関しても公益性などの一般的法的判断の基準となる根拠法は、依然として民法であるといえます。

したがって、わが国の法体系上宗教法人は明確に公益法人とされています。また、従来から寺院等が公益法人であることについては、学説判例ともに異論がありません。

りません。

たしかに、広く公益法人といつても、民法が例示する各典型、さらには法人税法別表第二、所得税別表第一第一号に掲げられている数多くの公益法人等あるいは公共法人等は、それぞれその目的・性格が同一ではありません。

しかし、その目的・性格は違つていても、それぞれの分野でそれぞれの角度から公益的な役割を果たしているのだから、(ロ)公益の概念

ところで、公益法人という公益の概念を従来の通説は、社会全般の利益すなわち不特定多数の利益である、と解しています。しかし、

「特定多数の利益を目的とする法人でも、社会全般の利益に奉仕する場合があります。たとえば、学術研究団体が、そのメンバーの学術向上、親睦を目的とするものであつても、同時にそれは学問の進歩、文化の向上に寄与するわけであるから、ひいては社会全般の利益につながるものになる。」公益性については、特定多数の利益を目的とするものであつても、その目的事業からして、求められた利益が

いずれ社会に還元されるものであればよいというように、広く解せざるをえなくなる。」(森泉章「公益法人の現状と理論」二九頁)。

(ハ)宗教の特性と社会的役割

宗教はたしかに他の公益法人と比べて、その本質上異なった面を有していますが、宗教というものは「直接、人間の心の奥

底につらなり、靈魂にふれ、いのちにか

ようなもの、人をして安心立命、常樂法悦の妙境に住せしむるものであるが、そして、それは国民の個人生活をゆたかにし、社会生活を浄化して、文化国家の向上に大きな役割を演ずるものであるが、

このような宗教の特性が、おのずから立法関係者の心識に印象づけられて「税の不課減免を認める「くさぐさの法令や判決が生まれたと解すべきでないか」(井上恵行「宗教法人法の基礎的研究」一五八頁)。

憲法が定める信教の自由は、近代における人間の精神的自由の確立の母胎となり、自由権の中核を形成した重要な基本的人権であり、現代社会における精神生活の基本原則として普遍的価値をもっています。このことは、その社会にいわゆる無宗教者が存在していても、変わりはありません。むしろ、宗教は価値の多元化を前提とする民主主義社会において、精神文化の向上に大きな役割を果たしているのだと思います。

(ニ)奈良地裁の判決

奈良地裁(昭和四十三年)判決は、文化観光条例を合憲としましたが、その理由中で「法律はつねに憲法の各篇章に適合する合理的なものであることを要するから、憲法三〇条、八四条に基づき国民の納税義務を規定したものであつても、それが特に宗教的行為を対象としこれを規制するものである場合には、憲法二〇条の「信教の自由」を侵害するものと

していません。

(ホ)米国最高裁の合憲判決

わが国の憲法と同様に、信教の自由と政教分離を定めている米国憲法修正一条をめぐって、ニューヨーク市の宗教団体に對する固定資産税免除措置の違憲性が争われたウォルツ事件で、米国最高裁の多数意見は次のように判示して、免税措置を合憲としました。

「免税措置は、政府の宗教に對する過剰介入を防ぐ効果をもつ。もし免税措置を撤廃すると、教会財産の課税評価などの面で政府の介入を拡大させ、さらにその法的手続の過程で政府との間で直接的な対決と衝突の機会を増加させる傾向をもつに對し、教会に對する免税供与は、教会に對して間接的な経済的利益を与え、多少とも政府とのかかわり合いをもたらしにせよ、その程度は、課税がなされる場合より小さい。」

つまり、宗教団体に對する免税は、政教分離の原則を具体的にうらづける措置であるとされています。

四、むすび

以上のとおり、他の公益法人と同様に宗教法人に對して非課税制が採られていることは、実質的かつ合理的根拠があるのであり、何ら政教分離原則に反しないばかりか、むしろその精神に合致するものであるといえます。

なお、前記批判説がその論拠のひとつとして挙げる、企業化した巨大宗教法人の事例などは、それが事実とすれば、現行法の運用によって匡すことが可能であ

ると思います。

宗教者としては、自主・自律・自浄の原則に立って(本誌二八一号)、宗教の社会的責任と役割をなお一層果たしてゆくことが、批判説の問題提起に對する回答となるものと考えます。

(税務当局の各寺院に對する調査が活発に行われている折、去る三月二十六日に開催された「宗教法制研究会」では、羽生雅則師による「宗教法人優遇税制の根拠」というテーマで発表が行われました。本文は、当日の発表を基に、ご執筆いただいたものです。なお羽生雅則師は眞言宗豊山派寺院のご任職で、全日本仏教会の税務委員を、お勤めいただいています)

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕私が住職している寺は、檀家が二百ほどあり、何とか生活しています。収益事業をやっていないため、寺の運営は昔ながらの方法で、法人経理の書類は作っていません。各地で税務署がお寺に来ていると聞きますが、法的には、寺はどれだけの書類を整えなければならぬのでしょうか。具体的にご教示いただければ、幸いです。

(北海道・Y寺)

〔回答〕宗教法人法第二五条はつぎの六つの書類を備え付けよと命じています。①規則及び認証書、②役員名簿、③財産目録、④貸借対照表又は収支計算書を作成している場合にはこれらの書類、⑤責任役員その他規則で定める

機関の議事に関する書類及び事務処理簿、⑥公益事業、収益事業等を行う場合にはその事業に関する書類、の六つです。

ところで税務署との関係で特に重要なのは右のうち③④⑥です。

③の財産目録は一定の時期における宗教法人の法財産に、個別的に価額を付して記載した静態的な明細表をいい、檀信徒が宗教法人の資産状態を知り、取引の相手方の債益に供し、役員他人の財産と法人の財産の混交を防ぎ、内部責任を明らかにするため、必ず作成備えつけておかなければならないも

れが財産目録となります。

従って財産目録を作成するためには④の収支計算書を作成するのが通常の手順ということになります。

④の貸借対照表は一定の時期における総財産を、主として経済的見地からその利用関係を明らかにすると同時に、主として法律見地からその法律帰属関係を明らかにするものですが、宗教法人では必ずしも作成を義務づけられてはいません。しかし、作成している以上備えつけておかなければなりません。

これら帳簿の作成手順は面倒のよう

税務調査の必要書類

のです(渡部翁著遠条解説宗教法人法一四五頁)。

この作成手順は、まず現金の動きをその都度記入する収入伝票、支出伝票から、現金の現在高を知る為に作成する現金出納簿を作ります。同時に現金の出入を科目ごとに仕訳して作る内訳簿から、月別に収支集計表を作成し、これを一年間まとめて、収支計算書をつくります。この収支計算書により、

年度末残高がわかりますから、その年度内に変動のあった資産什器等を従来の財産台帳に照らして修正すれば、こ

ですが慣れてしまえば、一日に十分か二十分もあればできてしまうものです。

全仏の税務委員会では、「(仮称)宗教法人の会計帳簿について」を作成中で、まもなく傘下の全寺院に配布されることになっております。詳しくはそれを見て下さい。

これらの帳簿を作成するにあたっては、住職個人の財産と法人の財産の混交を防ぐ、即ち、財布を別々にすること、観念から注意を怠らないことが肝心です。その為には住職や、寺族個人の収入は、原則的には寺からの給料(償

与)ですから、個人収入を増やすには、給料(償与)を増加する以外にない、それ以外の収入は全て寺院の収入として、個人的に所得しないという立場をくずさない方がよいと思います。

そこで、寺は、給料を支払う場合源泉徴収を義務づけられていますから、その為の帳簿を作成しなければなりません。これについても、全仏の税務委員会で「(仮称)宗教法人の源泉徴収について」という小冊子を作成中で、まもなく全寺院に配布されますから、それを見て下さい。

貴寺では関係がないようですが、公益事業や収益事業を行っている場合は、それらの事業毎に区分計算して帳簿を作成しておく必要があります。

ところで、こうした帳簿を作成備付けておくことと、税務職員や檀信徒に対する閲覧義務とは別問題です。税務署の質問検査権も一定の限度があることは、以前にこの欄でお答えしたとおりです。また檀信徒に対しても東京地方裁判所は、みせる必要はないと判定しています(前掲書一四七頁)。しかし、帳簿をしっかりとつけていないにも拘らず、信教の自由や、従来の慣行などを理由に、質問検査権の限界を主張することは極めて困難ですから、日頃の心がけが肝心だと思えます。換言すれば適正な記帳は、信教の自由や従来の慣行を護るうえに不可欠であるといっても過言ではないと思います。

住職メモ帳

Q、仏像の起源について

A、NHKのTV放映を機にシルクロードは再び三度ブームを迎えようとしている。シルクロードは言うまでもなくザイデンシユトラーセン絹の道の英訳であるが、絹が西方を指した道は仏像が東へ辿った道であり、日本人がシルクロードに憧れを抱くのはむしろそれがブッダシユトラーセンであったからだといふべきであろう。

ではその仏陀像は何処で発生したかと言えば、西紀一二世紀にガンダーラ地方でギリシャ文化の影響下といふのが通常の答えである。しかし従来法輪、菩提樹、宝座などで抽象的表現を固守していた仏教徒が、仏像をつくり出すについてはそれ相当の理由がなくはならない。そこで仏像は大乗仏教徒の考に基づくという説が従来行なわれたが、ガンダーラ地方はむしろ小乗説一切有部の據点の一つであったことから認められない説であり、現在ではやはり仏像を表現するギリシャ系工人たちが具象的表現を当然としていたため、仏陀も当然具体的に表現されたのだといわれている。そしてその製作にあたっては仏教徒長老たちの指示にしたがった為敬虔さを持たなかった工人達の造像も次第に今日の仏像への方向を取るようになったのであろうといふ。しかしこれだけではNHK程度の

解説で、僧侶としてはデリーとアグラの中間にあるマツウラ仏像の同時発生説も心得ておかなければなるまい。

マツウラは有部の據点の一つでもあったが良質の石材による造像の盛んな地方でもあった。そしてその工人たちは西北方ガンダーラ地方で仏陀像の製作されたことを聞いた。下地の十分備っていた彼等は直ちに仏像の製作を開始してよかつたが、従来の抽象的表現がこれを規制した。そこでマツウラ工人たちは先ず菩薩像として仏陀を表現し始め、一度造像が受容されると次第に躊躇を捨てて仏像の製作を始め、その時期はガンダーラの製作と相距たることさ程遠くない、いわば殆んど同時というのが現在の仏像の起源説である。

日本でも仏教の公伝は元興寺縁起巻によれば経論幢蓋佛像若干で始められそれは「説仏起書」を含んでいたとされている。布教は教祖の伝記、生涯の説明で開始されるのが常道である。そしてそれを受け入れる民衆はいわばその伝記を通じてその宗教を受け入れるのであるから、いくら仏教が教理的に具象的偶像崇拜を排除していたといつても布教の手段としての仏像を無視することは出来なかつたのである。ひるがえつてわが国の現状は仏像を拝む、みる仏教ばかりで、仏になる仏教の影が薄いように思われるが如何であらう。(全日本仏教会文化専門委員、二松学舎大学講師・若林隆光)

墓地の草取りはおまかせください

安全で強力な3タイプの除草剤が揃いました。

根までも枯らす強力除草剤

ネコソギ 粒剤

〈特長〉●安全●水なし●長く効く
■水なしで使え、根までも枯らし、6ヵ月間雑草の発生をおさえる強力タイプ。



1袋 3kg入
100坪用

効きめが早い強力除草剤

ソクガレ 水和剤

〈特長〉●安全●速効●普通物
■3日後に枯らす超速効タイプ。

新発売		
1袋	750g入	50坪用

芝生用除草剤

コクリアトル水和剤

■芝生に雑草をはやさなくする芝生用タイプ。

新発売		
1袋	500g入	200坪用

お墓参りに霊水香



霊水香

〈新発売〉ご先祖の喜ぶかおり

「霊水香」は、ご先祖を徳び、ご先祖への感謝をあらわし、ご先祖を供養する「水」と「かおり」です。本品を手桶の中の水に入れ、墓石におかけしますと、荘厳なかおりが広がります。ぜひ墓参りの方々に「献香」「献花」と同様に「霊水香」のご使用をおすすめください。

一休堂謹製

販売元



祖先を徳び今日に感謝 東京都千代田区神田美倉町2大恵ビル
株式会社 一休堂 イッキューサン 〒101 電話 03(256)1930(代表)

韓国花まつり

二泊三日のソウルの旅

一般から参加者を募集

全日本仏教会では「ランタンフェスティバル参加とソウルの旅」の参加者を募集しています。

日 時 五月十九日(木)～二十一日(土) 二泊三日

参加費用 八万一千円
募集人員 三〇人

ランタンフェスティバルというのは、「花まつり」のことで、韓国では毎年盛大に行われており、本年は五月二十日に開催されます。

全仏へは、韓国仏教宗団協議会から正式の招請状がきており、両国仏教徒の友好と文化交流を深める意味からも、事務局では一人でも多くの方が参加されることを期待しております。

なお、期日が大変せまっておりますので、参加を希望される方は、至急、日本交通社団体旅行東京中央支店(〇三一二五七―八四一六)もしくは、全仏までお電話でお申込み下さい。

◆ 掲 示 板 ◆

岡山県仏教会

▼華山恵光県仏会長の退任に伴い、新しい会長に本山完海師が選出された。また事務局が、倉敷市曾原・一等寺内へ移転した。

仏教伝道協会

▼仏教を広めるための導入の役割として、仏教音楽の作品を応募していたが、その公開演奏による審査を、五月十日午後六時から、東京の日比谷公会堂で行う。

昭和五十八年五月一日発行

≡ 事務局録事 ≡

— 四月 —

四日 WCRP日本委員会出席

六日 常務理事会

九日 日宗連理事會

十二日 総持寺普山式・茶毘式参列

十四日 法律相談室

十九日 同和委員会

二十日 税務委員会

二十七日 局内会議

二十七日 仏教文化会議運営委員会

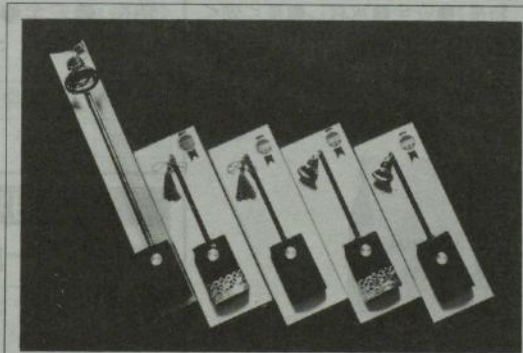
点火が簡単、半永久的に使用できる

御燈明用マッチ 「火宝」

「火宝」は、ご仏壇・お墓参りの御燈明用マッチとしてふさわしい優れた特徴をもつ、安全で便利なマッチです。落ちついたデザインで色も黒の他6色、お名前・ご紋を入れる事も可能です。ご落慶・祭事・行事の記念品にもご利用下さい。

◎特 長

1. 軸の燃えかすがでないので、ご仏壇のまわりを汚しません。
2. 軸が長いので、ゆとりをもってご灯火できます。
3. わずかなオイルの補給で、半永久的に使えます。
4. 水に濡れても、長期間保存しても大丈夫です。



使い方



寺院用(軸が1m延伸
長、ロック火消し付)
定価 2,800円

一般家庭用
定価 1,500円 1,800円
2,000円 2,300円 各種
送料 350円

お問合せ
お申込先

株式会社 日 豊

東京都中央区日本橋浜町2-11-2 日本橋中央ビル 〒103 ☎03(668)7811(大代)